

首都大学東京の研究活動の不正行為等に係る調査手続き等に関する取扱規程

平成 19 年度法人規程第 103 号

制定 平成 20 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この規程は、首都大学東京における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（平成 19 年度法人規則第 号。以下「規則」という。）第 6 条第 2 項に基づき、首都大学東京（以下「本学」という。）における研究活動に関して、不正行為等が疑われる場合の調査の手続き等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研究者」とは、規則第 2 条第 1 号に規定する研究者のうち、不正行為等が疑われる研究者をいう。
- (2) 「不正行為等」とは、規則第 2 条第 2 号及び第 6 号に規定する活動をいう。
- (3) 「学部長等」とは、規則第 2 条第 9 号に掲げる者をいう。

(不正行為等に対する通報)

第 3 条 何人も、不正行為等の疑いを発見したときは、書面（ファックス、電子メールを含む）、電話、面談により、研究者の不正行為等の態様等を通報することができる。

(通報窓口の設置)

第 4 条 前条に規定する通報に対応するため、本学に通報受付窓口（以下「通報窓口」という。）を置くものとする。

- 2 通報窓口は、弁護士である学外の者に委嘱する。
- 3 本学における通報窓口責任者は、首都大学東京管理部学長室長とする。

(通報処理体制等の公表)

第 5 条 通報窓口、通報及び通報に関する相談の方法その他必要な事項をホームページ等に公表する。

(通報の方法)

第 6 条 通報は、原則として顕名によるものとし、研究者の氏名、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正行為等とする科学的合理的な根拠が示されなければならない。ただし、匿名による通報でも、信憑性が認められる場合には、顕名による通報に準じて取扱うことができる。

- 2 通報窓口責任者は、通報窓口から通報を受取ったときは、速やかに学長に報告するとともに、通報窓口を通じて、通報を受付けた旨を当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。この場合、通報者に対して、さらに詳細な情報の提供又は当該通報に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。
- 3 本学は、通報の内容や通報者の秘密を守るため適切な方法を講じるものとする。

(予備調査)

第7条 学長は、前条第2項に規定する報告があったときは、速やかに研究者が所属する学部長等（都市教養学部の系に所属する研究者の場合は当該系の系長とする。以下同じ。）に、次の各号に掲げる事項について予備調査の実施を指示するものとする。当該学部長等は、予備調査実施の指示を受けた日から、概ね30日以内にその調査結果を学長に報告するものとする。

- (1) 不正行為等の可能性
 - (2) 不正行為等とする根拠の合理性
 - (3) その他必要と認める事項
- 2 学長は、対象となる不正行為等に学部長等が関与している可能性が高いと認められるときは、他の教員に予備調査の実施を指示することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、予備調査実施の指示を受けた学部長等（前項の規定に基づき学長から予備調査実施の指示を受けた教員を含む。）は、予備調査の結果報告と同時に、次の各号に掲げる事項を学長に述べることができる。
- (1) 第9条に規定する調査の要否
 - (2) 不正行為等が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報が悪意（研究者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づくものである可能性
- 4 学長は、予備調査の結果報告に基づき、当該通報に係る不正行為等が認められないと判断したときには、通報窓口を通じて、その旨を通報者に通知するものとする。
- 5 学長は、本調査の実施を決定した場合において、調査対象となる研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関に対し、その旨を通知する。
- 6 学長は、本調査の実施を決定した場合において、調査対象者に対し、調査対象とされた研究を制限することができる。
- 7 学長は、本調査の実施を決定した場合において、調査対象者に対し、調査対象とされた研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(調査委員会の設置)

第8条 学長は、前条に規定する予備調査の結果により、不正行為等又は悪意による通報の可能性が高いと認められるときは、速やかに調査委員会（以下「委員会」という。）を設置して事実関係を調査しなければならない。

- 2 委員会の委員は、次の各号の委員をもって構成する。
- (1) 研究者が所属する学部長等
 - (2) 首都大学東京管理部長
 - (3) 当該研究分野の専門家であって、本学に属さない者 若干名
 - (4) その他、学長が指名する本学の教職員 若干名
- 3 前項の規定に関わらず、対象となる不正行為等に関与している可能性が高いと認められる者を、委員としてはならない。

- 4 委員会の委員長は第2項第1号に掲げる者をもって、また、副委員長は同項第2号に掲げる者をもってこれに充てる。ただし、前項の規定により該当者が委員とならない場合は、学長が指名する委員をもって、委員長又は副委員長に充てる。
- 5 委員会の庶務は首都大学東京管理部学長室において行う。

(本調査の実施)

第9条 委員会は、次の各号により調査等を実施するものとする。

- (1) 指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
 - (2) 関係者のヒアリング
 - (3) 再実験の要請
 - (4) その他必要と認める事項の調査
- 2 委員長は、委員会の調査の進捗状況について、遅滞なく学長に報告しなければならない。
 - 3 委員会は、本調査を実施するに当たって、調査の対象となる公表前のデータや論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が外部に漏洩しないよう十分注意しなければならない。
 - 4 委員会は、本調査を実施するに当たって、調査対象者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(調査への協力等)

第10条 研究者は、委員会の調査に協力しなければならない。

- 2 研究者は、委員会に虚偽の申告をしてはならない。

(調査結果の報告)

第11条 委員長は、委員会設置の日から概ね150日以内に、調査結果をまとめた報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに学長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告書は、研究者が事実として認めたものでなければ、学長に提出してはならない。

(措置)

第12条 学長は、委員会による調査を決定したときは、前条の調査結果の報告を受けるまでの間、研究者に対し当該通報の対象となる研究活動を制限することができる。

- 2 学長は、前条の報告を受けたときは、その調査結果について、通報者には通報窓口を通じて、また、研究者には研究者が所属する学部長等を通じて通知するものとする。
- 3 学長は、前条の報告に基づき、不正行為等があったと認められたときは、当該通報の対象となる研究活動に対する資金の配分した機関にも調査結果を報告する。
- 4 学長は、不正行為等の内容に応じ、公立大学法人首都大学東京教職員就業規則（平成17年法人規則第21号）に基づく懲戒処分等の適切な手続きを講ずるものとする。
- 5 学長は、不正行為等の内容に応じ、関連論文の取下げ等の勧告をすることができる。
- 6 学長は、不正行為等の内容に応じ、研究費の使用停止及び返還の命令をすることができる。
- 7 学長は、前条の報告に基づき、不正行為等は行われなかったと認められたときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて調査の対象となった研究者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(再調査の指示)

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、さらに十分な調査が必要であると認めるときは、委員会に対して、再調査を指示することができる。

(調査結果の公表)

第14条 学長は、不正行為等があったと認められたときは、速やかに調査結果を公表するものとする。なお、公表する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 不正行為等に関与した研究者の氏名及び所属
- (2) 不正行為等の内容
- (3) 本学が調査結果の公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順

2 学長は、不正行為等を行われなかったと認められたときは、調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が本学の外部に漏洩していた場合は、当該調査結果を公表するものとする。なお、公表内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 研究者の氏名及び所属
- (2) 調査委員会委員の氏名及び所属
- (3) 調査の方法及び手順

(不服申立て)

第15条 研究者は、前条の認定に対し不服がある場合は、通知した日から14日以内に不服の申し立てを行うことができる。

2 通報者は、認定において、調査申立てが悪意に基づくものと認定され、これに不服がある場合には、通知した日から14日以内に不服の申し立てを行うことができる。

3 学長は、不服申立てに係る審査を、委員会に付託する。

4 委員会は、速やかに審議し、その結果を学長に報告する。

5 学長は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定し、不服申立者及び第7条第5項に規定する競争的資金の配分機関に通知する。

(通報者、被通報者の保護)

第16条 本学は、通報者又は通報に関する相談をした者に対して、通報又は通報に関する相談をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

2 本学は、研究者に対して、単に通報されたことのみをもって、当該通報に係る研究以外の研究活動について全面的に禁止するなどの過度な措置や解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(悪意による通報への対応)

第17条 委員会の調査によって、当該通報が悪意によるものと認められたときは、学長は、次の各号に掲げる事項を公表できるとともに、当該通報者に対し、懲戒処分等の手続き及び刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

- (1) 通報者の氏名及び所属
 - (2) 研究者の氏名及び所属
 - (3) 調査委員会委員の氏名及び所属
 - (4) 調査の方法及び手順
- (義務等)

第 18 条 この規程の定める手続きに関与する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
- (2) 任務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは任務が終了した後も同様である。
- (3) 通報者及び研究者、又は調査に協力した関係者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう慎重に行動しなければならない。
- (4) 通報が自ら関係するものであった場合には、その通報の処理、調査等に関与してはならない。

(理事長及び監事への報告)

第19条 学長は、予備調査の結果、委員会の調査の進捗状況、調査結果等について、遅滞なく公立大学法人首都大学東京の理事長及び監事に報告しなければならない。

(運営細則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、不正行為等が疑われる場合の調査の手続き等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日 19 法人規程第 103 号)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京都立大学、東京都立科学技術大学及び東京都立保健科学大学（以下「統合前の大学」という。）が存続する間、統合前の大学における不正行為等に係る調査手続き等については、この規程を準用する。